

○総務省令第二十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十二日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「三・九世代移動通信システム」を「三・九一四世代移動通信システム」に改め、「第49条の6の9」の次に「又は第49条の6の10」を加える。

様式第四の表六の項中「三・九世代移動通信システム」を「三・九一四世代移動通信システム」に改め、同表十七の項中「三・九世代携帯電話アクセスサービス」を「三・九一四世代携帯電話アクセスサービス」に改める。



	F T T Hアクセスサービス
<p>してF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者（共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるF T T Hアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者）</p>	<p>光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者（以下この項において「設備を設置して提供する事業者」という。）及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者（以下この項におい</p>
	様式第八

を

<p>て「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者）</p>	
<p>次のいずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるFTTHアクセスサービスの契約数が三万以上であるもの</p> <p>一 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービス（以下この項において「FTTHアクセスサー</p>	<p>様式第八の二</p>

に、

<p>ビスに係る卸電気通信役務」という。)の提供を受ける電気通信事業者</p> <p>二 前号の電気通信事業者からF T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者</p>	<p>次のいずれかに該当する電気通信事業者であつて、当該電気通信事業者が提供する四半期末におけるF T T Hアクセスサービスの契約数が三万未満であるもの（F T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供している電気通信事業者に限る。）</p> <p>一 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者からF T T Hアクセスサービス</p>
	<p>様式第八の三</p>

	<p>スに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者</p> <p>二 前号の電気通信事業者からF T T Hアクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者</p>	
<p>三・九世代携帯電話アクセスサービス</p>	<p>基地局を設置して三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者</p>	<p>様式第十二</p>
<p>三・九―四世代携帯電話アクセスサービス</p>	<p>基地局を設置して三・九―四世代携帯電話アクセスサービスを提供する電気通信事業者</p>	<p>様式第十二</p>
<p>仮想移動電気通信サービス</p>	<p>仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者</p>	<p>様式第十五の</p>

に、

を

<p>仮想移動電気通信サービス</p>	<p>仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの</p>	<p>様式第十五の二</p>		<p>業者（携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置していない電気通信事業者であつて、毎四半期末における仮想移動電気通信サービス（当該基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の契約数が三万未満であるものを除く。）</p>	<p>二</p>
---------------------	--	----------------	--	---	----------

を

	<p>業者であつて、携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて自ら提供する仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他の電気通信事業者に提供するもの（年度末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万未満であるものに限る。）</p>	<p>二の二</p>
--	--	------------

に

改める。

第二条の二中「三・九世代携帯電話アクセスサービス」を「三・九―四世代携帯電話アクセスサービス」に改める。

様式第三第1表の注1中「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改め、「PHSごと」の次に「（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）」を加え、

同様式第2表の注1中「本表」を「この表」に、 「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改め、同表の注4中「本表において」を削り、同表の注8中「三・九世代移動通信システム」を「三・九―四世代移動通信システム」に改める。

様式第六中「年 月 日現在」を「年3月31日現在」に改める。

様式第八を次のように改める。

様式第8（第2条第1項関係）

第1表

電気通信役務契約等状況報告	
都道府県別態様別最大速度別契約数	
年 月 日現在	
サービスの種類	事業者名
区分	

様 態	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用い るもの以外のもの				共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用い るもの				合 計	
	最 大 速 度		小 計		小 計					
都 道 府 県									I R U	
合 計										
参 考 事 項										

- 注1 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービスごとに別業とすること。
- 2 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 3 地方公共団体からIRU (Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权)により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること(毎報告年度末の契約数を報告する場合に限る。)
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 6 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

---

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名 \_\_\_\_\_

1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計

態様	都道府県		合計
	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用い るもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用い るもの	
合計			

参考事項

2 卸先事業者の数及び名称

事業者数	
事業者名	
参考事項	

3 契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数

事業者名	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用い るもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を用い るもの	合計
合計			

参考事項
------

注1 他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスを提供している場合に記載すること。

2 「1 卸契約数の都道府県別及び態様別の分計」については、「都道府県」の欄に日本工業規格都道府県コードの番号の順序に都道府県の名称を記載し、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。

3 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

4 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。

5 「3 契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び卸契約数」については、共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの及び共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものごとに契約数を記載すること。

- 6 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 様式第八の次に次のように加える。

様式第8の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告			
契約数等			
年 月 日現在			
サービスの種類 <u>F T T H ア ク セ ス サービス</u>			
事業者名 _____			
1 卸元事業者別の卸契約数等			
卸元事業者名	卸契約数	最終利用者との契約数	
		共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を	共同住宅等内にVDSL設備 その他の電気通信設備を

	用いるもの以外のもの	用いるもの
合計		
参考事項		

2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数

再卸先事業者名	再卸契約数
合計	
参考事項	

注1 卸元事業者とは、報告対象事業者がFTTHアクセスサービスを提供を受ける電気通信事業者をいう。

再卸先事業者とは、報告対象事業者がF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

2 「1 卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載することとし、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。また、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をF T T Hアクセスサービスの態様（共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの又は共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

3 記載する事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。

4 「2 再卸先事業者の名称及び再卸契約数」については、報告対象事業者が他の電気通信事業者にF T T Hアクセスサービスを提供している場合に記載することとし、再卸契約数の多い順に再卸先事業者名を記載すること。

5 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8の3（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告

卸元事業者名、再卸先事業者名

年 月 日現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス

事業者名 \_\_\_\_\_

卸元事業者名	再卸先事業者名
参考事項	

注1 卸元事業者とは、報告対象事業者がFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。

再卸先事業者とは、報告対象事業者がFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

- 2 卸元事業者ごとに再卸先事業者の名称を記載すること。
- 3 記載する卸元事業者及び再卸先事業者の数に及び、項を適宜増減すること。
- 4 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十一中注3を削り、注4を注3とし、注5を注4とし、同様式の注6中「から注5まで」を「及び注4」に改め、同注6を同様式の注5とし、同様式の注7を同様式の注6とする。

様式第十二中「三・九世代携帯電話アクセスサービス（再掲）」を「三・九一四世代携帯電話アクセスサービス（再掲）」に改め、注4を削り、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、同様式に注1として次のように加える。

注1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。

様式第十二の注5中「注3及び」を削る。

様式第十三第2表の注1中「本表」を「この表」に改め、同表の注4中「携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下本表において「MNO」という。）」を「MNO」に改める。

様式第十五の二を次のように改める。

様式第15の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告						
契約数等						
年 月 日現在						
<u>サービスの種類</u> <u>仮想移動電気通信サービス</u>						
<u>事業者名</u>						
1 仮想移動電気通信サービスの契約数等						
種別	提供元事業者	区分				合計
		再卸	SIMカ	通信モジ	単純再販	

	名		ード型	ユー	ル				
携帯電話に係るもの									
PHSに係るもの									
BWAアクセスサー									
ビスに係るもの									
参考事項									

2 MVNOの事業者名

事業者名	契約数が3万以上であるMVNO		
	契約数が3万未満であるMVNO		

注1 「提供元事業者名」の欄には、種別の欄に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事

業者の名称を記載すること。

2 「区分」の欄には、種別の欄及び提供元事業者名の欄ごとの契約数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

3 区分のうち、「再卸」の欄については、仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）に対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信業務として提供している場合には、その契約数を記載すること。

4 区分のうち、「SIMカード型」の欄については、SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。

5 区分のうち、「単純再販」の欄については、MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。

6 区分のうち、「その他」の欄については、「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」

及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数を記載すること。

7 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

8 記載する提供元事業者数の数に及び、項を適宜増減すること。

9 「2 MVNOの事業者名」については、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供しているMVNOの名称を記載すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十五の二の次に次のように加える。

様式第15の2の2（第2条第1項関係）

電気通信役務契約等状況報告	
事業者名	年3月31日現在
サービスの種類	仮想移動電気通信サービス
	事業者名 _____

事業者名

参考事項

注1 「事業者名」の欄には、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している他の電気通信事業者の名称を記載すること。

- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二十の二及び様式第二十の三中「三・九世代携帯電話アクセスサービス」や「三・九一四世代携帯電話アクセスサービス」に改める。

様式第二十四を次のように改める。

様式第24（第5条関係）

外国政府等との協定等の報告



- 注1 国際電話等及び携帯電話における国際ローミング（その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。）に関する協定又は契約について記載すること。
- 2 「締結・変更の別」の欄には、締結又は変更と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。
- 3 「サービスの種類」の欄には、国際電話・ISDN、国際電話・ISDN（衛星）又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。
- 4 「対地」の欄には、第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。
- 5 「精算料金（国際計算料金を含む。）」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。
- 6 「保障通信時間」の欄には、保障通信時間の設定がある場合にのみ記載すること。
- 7 「協定又は契約の有効期間」の欄には、始期及び終期を年月日で記載すること。有効期間が明確

に定められていない場合にはその旨を注記すること。

8 その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄に記載すること。

9 「国名」、「外国政府又は外国人若しくは外国法人」及び「対地」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第三十の注1中「種類」を「種別」に改め、同様式の注2及び注3中「発売した移動端末設備の種別数」のうちを削り、同様式中注7を注8とし、同様式の注6中「注5」の次に「及び注6」を加え、同注6を同様式の注7とし、同様式中注5を注6とし、注4の次に次のように加える。

5 「参考事項」の項については、発売した移動端末設備のうち、「SIMロックが設定されていないもの」及び「SIMロックの解除に対応しているもの」の種別の名称をそれぞれ記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以降である報告から適用する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出している者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を総務大臣に提出した者とみなす。